（営業所の休廃止等の届出）

第百三十一条　法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一～四　（略）

五　高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

六　（略）

２～４　（略）

（営業所の休廃止等の届出）

第百三十三条　法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一～四　（略）

五　管理医療機器の販売業者等が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

六　（略）

２　（略）

（事業所の休廃止等の届出）

第百四十九条　法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　医療機器の修理業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

２～４　（略）

（再生医療等製品営業所管理者の基準）

第百五十条の十一　法第四十条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～四　（略）

五　都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

（営業所の休廃止等の届出）

第百五十条の十七　法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

２～４　（略）

（営業所の休廃止等の届出）

第百三十一条　法第四十条第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一～四　（略）

五　高度管理医療機器等の販売業者等が法人であるときは、薬事に責任を有する役員

六　（略）

２～４　（略）

（営業所の休廃止等の届出）

第百三十三条　法第四十条第二項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

２　（略）

（事業所の休廃止等の届出）

第百四十九条　法第四十条の三において準用する法第二十三条の二の十六第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　医療機器の修理業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

２～４　（略）

（再生医療等製品営業所管理者の基準）

第百五十条の十一　法第四十条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一～四　（略）

五　農林水産大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

（営業所の休廃止等の届出）

第百五十条の十七　法第四十条の七第一項において準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　再生医療等製品の販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

２～４　（略）